

# 「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の締結に係わる技術資料作成要領

## 1. 協定区間及び業務内容

協定区間は次の4区間とする。

### ①富士川上流出張所管内 1区間

釜無川　　自：武田橋上流端～至：富士川大橋  
笛吹川　　自：JR身延線鉄橋下流端～至：富士川への合流点  
富士川　　自：富士川大橋～至：富士橋上流端  
御勅使川　自：御勅使川橋上流端～至：釜無川への合流点  
塩川　　自：塩川橋上流端～至：釜無川への合流点

### ②富士川中流出張所管内 1区間

富士川　　自：富士橋上流端～至：山梨・静岡県境  
早川　　自：早川橋上流端～至：富士川への合流点

### ③富士川下流出張所管内 1区間

富士川　　自：山梨・静岡県境～至：海に至る

### ④笛吹川出張所管内 1区間

笛吹川　　自：岩手橋上流端～至：JR身延線鉄橋下流端  
日川　　自：日川橋上流端～至：笛吹川への合流点  
重川　　自：重川橋上流端～至：笛吹川への合流点  
濁川　　自：甲府市小曲町沼向1018番の2地先～  
至：笛吹川への合流点  
蛭沢川　自：左岸　甲府市小曲町沼向1018番の2地先  
右岸　甲府市小曲町沼向1018番の1地先～  
至：笛吹川への合流点  
五割川　自：左岸　甲府市小曲町下五割1082番の1地先  
右岸　甲府市西下条町字川代1421番の1地先～  
至：蛭沢川への合流点

なお、業務内容については、別冊協定書（案）のとおりとする。

## 2. 技術資料の提出を求める対象者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）  
第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係は除く）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、「一般土木工事C等級かつ維持修繕工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生

法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 本業務の各協定区間毎、指定する市区町村内に建設業法に基づく本店を有すること。

富士川上流出張所管内区間 （北杜市、韮崎市、南アルプス市、富士川町、甲斐市、昭和町、甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町）

富士川中流出張所管内区間 （富士川町、早川町、身延町、南部町、市川三郷町）

富士川下流出張所管内区間 （富士宮市、富士市、静岡市清水区）

笛吹川出張所管内区間 （山梨市、甲府市、甲斐市、昭和町、中央市、南アルプス市、富士川町、甲州市、笛吹市、市川三郷町）

- (5) 平成9年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引き渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

(ア) 同種工事

国土交通省、他省庁発注工事、公団等発注工事又は地方公共団体の発注工事で、河川工事であること。

なお、当該実績が平成9年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係わるものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記載成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (9) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法とがあり請負契約の条件となる保険は、いずれかの方式であっても差し支えない。

ただし、管内事務所が施工業者等と災害協定を締結する時点において、施工業者等

が法定外労働災害補償制度に加入していることはを条件としない。

- (10) 建設機械及び資材等の手配が容易にできること。
- (11) 緊急時に技術者や作業員等が出動できる体制がとれること。

### 3. 技術資料の内容

(1) 作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として、以下の①～②の書類を提出すること。

- ① 次表2)～4)の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し。なお、契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（以下「C O R I N S」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。
- ② 次表2)～4)の施工実績として記載した工事が平成9年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写し。

| 記載事項        | 内容に関する留意事項   |
|-------------|--|
| 1)協定締結希望区間  | ① 希望する協定区間を記載すること（複数記載可）<br>記載様式は様式－1とする。  |
| 2)同種工事の施工実績 | ① 平成9年4月1日以降に関東地方整備局管内で元請けとして完成・引き渡しが完了した同種工事のうち代表的なもの（工事規模の大きなもの）を次の優先順位に基づき1件記載する。なお、優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。）を受けている工事を申請する場合は、表彰名、工事名、表彰者、及び表彰年月日が確認できるものを添付すること。<br>1→国土交通省、他省庁発注工事。又は、同種工事において公団等発注工事で優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。）を受けている工事。<br>2→公団等発注工事<br>※ここでいう公団等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。<br>3→同種工事において都県発注工事で優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。）を受けている工事。<br>4→都県（政令市を含む）又は市町村その他発注工事。 |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>② 同種工事は、下記の要件を満たす工事とする。</p> <p>(ア) 同種工事</p> <p>国土交通省、他省庁発注工事、公団等発注工事又は地方公共団体の発注工事で、河川工事であること。</p> <p>なお、当該実績が平成9年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4・成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。以下、2.において同じ。）が65点未満のものを除く。</p> <p>③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要（構造形式等）を記載する。</p> <p>④ 施工実績は、可能な限りCORSに登録されている工事から選定する。</p> <p>⑤ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合の工事に限る。</p> <p>⑥ 記載様式は別記様式-2とする。</p> |
| 3) 優良工事の表彰の有無     | <p>① 関東地方整備局（港湾航空関係を除く。）発注工事の一般土木工事における平成22年度より平成23年度までの優良工事表彰の有無。</p> <p>② 表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は、評価しない。</p> <p>③ 記載様式は様式-3とする。</p>  |
| 4) 災害応急復旧工事等の施工実績 | <p>① 平成14年4月1日以降（過去10年間）に元請けとして完成・引き渡しが完了した関東地方整備局管内における災害応急復旧工事（災害復旧工事は含まない。いわゆる緊急災をいう。災害協定により出動し工事契約を締結したものは含む。）の施工実績があれば1件記載する。</p> <p>② 施工実績は、2)③及び④に掲げる内容について留意すること。</p> <p>③ 記載様式は様式-4とする。</p>  |
| 5) 資格保有者          | <p>① 自社における一級又は二級土木施工管理技士の資格保有者全員の氏名、生年月日、住所（市区町村まで）を記載する。</p> <p>② 記載様式は様式-5-1とする。</p> <p>③ 合わせてA4の用紙に資格証及び社員証の写し（1枚に複</p>   |

数複写可) して提出する。記載様式は様式－5－2とする。

|   |   |
|---|---|
| 6)他事務所及び他機関との災害時等応急復旧協定締結状況                 | <p>① 申請時における災害時応急復旧（河川・道路・その他）に関する他事務所及び他機関との協定又は覚書等の締結（取り交わし）の有無、その協定又は覚書の名称と相手名、有効期限等を記載する。複数あればすべて記載すること。</p> <p>② ①で記載した協定書又は覚書の写しを掲載するものとする。</p> <p>③ 記載様式は様式－6とする。ない場合は、無しに○を付けて提出すること。</p> |
| 7)自社の建設機械の保有状況                              | <p>① 本店の名称・住所、災害時の活動拠点となる場所の名称・住所を記載すること。希望する区間毎に、活動拠点等が異なる場合には、希望する区間毎に記載すること。</p> <p>② 自社における建設機械（ダンプは含まない。）の保有状況について記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式－7とする。</p>   |
| 8)地域への貢献（災害時の基礎的事業継続力）<br>災害時の基礎的事業継続力の認定状況 | <p>① 申請書及び資料の提出期限における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無。</p> <p>② 認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> <p>③ 経常建設共同企業体にあっては全ての構成員について認定がある場合に限り評価する。</p>  |

## (2) 技術資料の提出

① 技術資料は、次の受付期間及び受付場所に持参あるいは郵送するものとし、メール又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。（郵送の場合は、表に「技術資料在中」と記載し、受付期間に必着とする。）

・受付期間： 平成24年3月30日（金）から平成24年4月13日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）までとする。

・受付場所： 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 工務第一課  
〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1  
TEL 055-252-8880

② 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示し、1部提出すること。（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

(3) 技術資料の提出の際には、返信用封筒として、表に技術資料提出者の郵便番号・住所・氏名を記載した長形3号封筒（切手は不要）を提出すること。

#### 4. 技術資料にかかる審査の基準に関する事項の審査結果

技術審査における評価項目及び評価基準及び評価点は次のとおりとする。

##### (1) 企業の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を 53 点とする。

| 評価項目  | 評価基準   | 評価点                    |
|---|--|------------------------|
| 〔企業の施工能力〕   |  |                        |
| 同種工事の施工実績<br>(様式－2)   | 直轄工事の実績又は公団等の工事で優良工事表彰等を受けている工事  | 3                      |
| 過去 15 年間の施工実績<br>「平成 9 年 4 月 1 日以降に完成し引渡しが完了した施工実績」※複数の実績を挙げた場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える。<br>また、ここでいう公団等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する機関をいう。 | 公団等の実績<br>都道府県の工事で優良工事表彰等を受けている工事<br>その他<br>実績なし                               | 2<br>1<br>0<br>欠格      |
| 工事成績<br>当該工種での過去 2 年間の工事成績評定点の平均点<br>「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の当該工種工事における平成 22 年 1 月 1 日より 23 年 1 月 31 日までに完成した工事の工事成績」                              | 80 点以上<br>75 点以上 80 点未満<br>70 点以上 75 点未満<br>70 点未満（含実績無し）<br>2 年連続平均点が 60 点未満。 | 5<br>3<br>1<br>0<br>欠格 |
| 工事成績（評価点減点）<br>「技術資料の提出期限月から過去 1 年の間で、過去に行われた減点試行対象工事において工事成績評定点が 65 点未満と通知された一般土木工事の有無」  | 65 点未満有り<br>65 点未満無し   | -5<br>0                |

| 評価項目   | 評価基準                          | 評価点         |
|--|-------------------------------|-------------|
| 〔企業の施工能力〕  |                               |             |
| 優良工事表彰<br>(様式－3)<br>当該工種での過去2年間の優良工事表彰の有無<br>「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の当該工種工事における平成22年度より平成23年度までに表彰を受けた優良工事表彰の有無」<br>各年度でそれぞれ表彰を受けていれば、それぞれ加算する(最大6点)。 | 局長表彰あり<br>事務所長表彰あり<br>表彰の実績無し | 3<br>1<br>0 |
| 安全管理優良請負者表彰<br>過去1年間の安全管理優良請負者表彰の有無<br>「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の一般土木における平成23年度に受けた安全管理優良請負者表彰の有無」<br>※表彰状の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。                     | 表彰あり<br>表彰無し                  | 3<br>0      |
| 工事成績優秀企業認定<br>過去2年間の工事成績優秀企業認定の有無「平成22年度から平成23年度に關東地方整備局長から受けた工事成績優秀企業認定の有無」各年度でそれぞれ受けて入れば、それぞれ加算する。(最大6点)<br>※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。          | 認定あり<br>認定なし                  | 3<br>0      |

| 評価項目  | 評価基準  | 評価点                       |
|---|---|---------------------------|
| 〔企業の施工能力〕   |   |                           |
| 事故及び不誠実な行為<br>「資料の提出期限日時点における、右欄に掲げる措置等の有無」   | 文書注意<br>口頭注意<br>なし<br>修補請求による修補を実施中である<br><br>契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である | -8<br>-4<br>0<br>-8<br>-8 |
| 災害応急復旧工事等の施工実績<br>(様式-4)<br>過去10年間の施工実績<br>「平成14年4月1日以降に完成し引渡しが完了した施工実績」<br>※災害復旧工事は除く。 | 施工実績有り<br>施工実績無し  | 10<br>0                   |
| 自社における一級又は二級土木管理技士資格保有者数<br>(様式-5-1、様式-5-2)   | 30人以上<br>20人～29人まで<br>10人～19人まで<br>10人未満                                  | 10<br>5<br>3<br>0         |
| 他事務所及び他機関との応急復旧業務に関する協定締結数<br>(様式-6)  | 3機関と締結<br>2機関と締結<br>1機関と締結<br>締結協定無し                                      | -5<br>-3<br>-1<br>0       |
| 自社の建設機械の保有状況<br>(ダンプは含まない。)<br>(様式-7)   | 常時6台以上<br>常時6台未満  | 10<br>0                   |

## (2) 企業の信頼性社会性

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を5点とする。

| 評価項目   | 評価基準             | 評価点    |
|--|------------------|--------|
| 〔地域貢献度〕  |                  |        |
| 地域への貢献（災害時の基礎的事業継続力）<br>災害時の基礎的事業継続力の認定状況<br>「申請書及び資料の提出期限における、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」<br>※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。<br>※経常建設共同企業体にあっては全ての構成員について認定がある場合に限り評価する。 | 施工実績有り<br>施工実績なし | 5<br>0 |

## 5. 協定締結者の選定

(1) 協定締結を希望する区間は、複数区間について技術資料を提出できるものとするとが、復旧活動の確実性の観点から、1者1区間の契約とする。

技術資料に基づき、資格の有無を判断し、資格を有する者の中から4. 審査の基準における審査結果により富士川上流出張所区間・富士川下流出張所区間・笛吹川出張所区間については、上位1者と協定を締結するものとする。富士川中流出張所区間については、上位2者と協定を締結するものとする。

審査結果が同点で並んだ場合は、平成23・24年度一般競争入札（指名競争）入札参加資格の一般土木工事C等級における有資格者名簿の順位の高いものを上位とする。

(2) 締結者の選定において、様式-1により提出された協定締結希望区間の優先順位は考慮されない。

(3) 選定結果についての通知は、平成24年4月24日（火）を予定している。

## 6. 非締結理由の説明

- (1) 「災害時における河川災害応急対策業務に関する協定」を結ばなかったときは、書面により結ばなかった理由を（以下「非締結理由」という。）を通知（郵送）する。
- (2) 非締結者のうち、締結決定結果に対して不服がある者は、締結決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、関東地方整備局甲府河川国道事務所長に対して、非締結理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2) の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された技術資料は返却しない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、協定締結者としない。また、虚偽の記載をした者を協定締結者としていた場合には、協定を取り消す。（建設機械・資機材・資格保有者数等に関する締結後的小規模な変動は対象外）
- (5) 技術資料の作成に関する問い合わせ先は次のとおりとする。
  - ・問い合わせ先 : ☎ 400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1  
TEL 055-252-8880  
関東地方整備局 甲府河川国道事務所 工務第一課